

経 済 産 業 省

2 0 2 0 0 7 2 0 保局第 1 号

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 2 年 7 月 2 9 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の一部を改正する規程

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（2 0 1 6 0 5 3 1 商局第 1 号）を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。